二十六　平成二十一年総務省告示第四百号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三二の項を次のように改める。

32	削除

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

第一項の表三七の項から三九の項までを次のように改める。

37	削除
38	削除
39	削除

二十七　平成二十一年総務省告示第四百九十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七二の項を次のように改める。

72	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除

第一項の表八〇の項を次のように改める。

80	削除

第一項の表八六の項を次のように改める。

86	削除

第一項の表九二の項及び九三の項を次のように改める。

92	削除
93	削除

二十八　平成二十二年総務省告示第五十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四五の項を次のように改める。

45	削除

第一項の表五二の項を次のように改める。

52	削除

第一項の表五八の項を次のように改める。

58	削除

第一項の表六一の項を次のように改める。

61	削除

第一項の表六八の項を次のように改める。

68	削除

二十九　平成二十二年総務省告示第二百一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表六の項を次のように改める。

6	削除

第一項の表五四の項を次のように改める。

54	削除

第一項の表六一の項を次のように改める。

61	削除

第一項の表六五の項を次のように改める。

65	削除

第一項の表七五の項を次のように改める。

75	削除

第一項の表七九の項から八一の項までを次のように改める。

79	削除
80	削除
81	削除

三十　平成二十二年総務省告示第二百九十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二一の項を次のように改める。

21	削除

第一項の表二七の項を次のように改める。

27	削除

三十一　平成二十三年総務省告示第八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を次のように改める。

4	削除

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	削除

第一項の表三八の項を次のように改める。

38	削除

第一項の表五〇の項を次のように改める。

50	削除

第一項の表五八の項を次のように改める。

58	削除